

平成28年3月11日

## 文化審議会答申 ～国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定について～

文化審議会（宮田<sup>みやた</sup> 亮平<sup>りょうへい</sup> 会長）は、3月11日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、4件の美術工芸品を国宝に、46件の美術工芸品を重要文化財に指定することについて、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

詳しくは、別添の資料「Ⅰ. 答申内容」、「Ⅱ. 解説」、「Ⅲ. 参考」を御覧ください。

### <担当> 文化庁文化財部美術学芸課

課長	萬谷 宏之	（内線 2884）
主任調査官（絵画の部）	朝賀 浩	（内線 2890）
主任調査官（彫刻の部）	奥 健夫	（内線 2891）
主任調査官（工芸品の部）	今井 敦	（内線 2889）
主任調査官（書跡・典籍、古文書の部）	池田 寿	（内線 2888）
主任調査官（考古資料の部）	原田 昌幸	（内線 2892）
調査官（歴史資料の部）	地主 智彦	（内線 2893）

電話：03-5253-4111（代表）  
03-6734-2887（直通）

# I. 答申内容

## 1. 国宝（美術工芸品）の指定

### <絵画の部>

（重要文化財を国宝に 1件）

- ① しほんきんじちやくしよくらくちゆうらくがいず 紙本金地著色洛中洛外図 いわさかつもちひつ 岩佐勝以筆 ろつきよくびようぶ 六曲屏風 一双

### <彫刻の部>

（重要文化財に有形文化財を追加して国宝に 1件）

- ① もくぞうえいそんざぞう 木造叡尊坐像 ぜんしゆんさく 善春作 像内納入品 一軀

### <工芸品の部>

（重要文化財を国宝に 1件）

- ① くろかわおどしどうまる 黒韋威胴丸 かぶと 兜, おおそでつき 大袖付 一領

### <書跡・典籍の部>

（重要文化財を統合し、有形文化財を追加して国宝に 1件）

- ① しょうみょうじしやうぎやう 称名寺聖教 かなざわぶんごもんじよ 金沢文庫文書 一万六千六百九十二点  
四千百四十九通

## 2. 重要文化財（美術工芸品）の指定

### <絵画の部>

（有形文化財を重要文化財に 8 件）

- ① けんぼんちやくしよくぶつねはんず 絹本著色仏涅槃図 みょうそんひつ 命尊筆 一幅
- ② けんぼんちやくしよくぶつねはんず 絹本著色仏涅槃図 一幅
- ③ けんぼんちやくしよくこうぼうだいしぞう 絹本著色弘法大師像 一幅
- ④ さいしよ 絵になる最初 たけうちせいほうひつ 竹内栖鳳筆 大正二年 けんぼんちやくしよく 絹本著色 一幅
- ⑤ けんぼんちやくしよくぶつねはんず 絹本著色仏涅槃図 一幅
- ⑥ けんぼんちやくしよくぶじゆんしぼんぞう 絹本著色無準師範像 一幅
- ⑦ さざなみ 連 ふくだへいはちろうひつ 福田平八郎筆 昭和七年 けんぼんはつきんじちやくしよく 絹本白金地著色 一面
- ⑧ しほんぼくがはず 紙本墨画蓮図 のうあみひつ 能阿弥筆 じえいわかおよび 自詠和歌及七十五歳の款記がある 一幅

### <彫刻の部>

（重要美術品に有形文化財を追加して重要文化財に 1 件）

- ① もくぞうふどうみょうおうおよびきょうじぞう 木造不動明王及脇侍像 五軀  
どうぞうくりからりゆうけん 銅造俱利迦羅竜剣 一基

（有形文化財を重要文化財に 9 件）

- ① もくぞうじゆうだいでしりゆうぞう 木造十大弟子立像 八軀
- ② かみのうしかいさく 木造伎楽面 上牛甘作 一面
- ③ もくぞうじぞうぼさつりゆうぞう 木造地藏菩薩立像 一軀

- ④ もくぞうししがしら 木造獅子頭 二面
- ⑤ もくぞうふどうみょうおうざぞう あまのしやごましよきゆうほんぞん 木造不動明王坐像（天野社護摩所旧本尊） 一軀
- ⑥ もくぞうじゆういちめんかんのんりゆうぞう 木造十一面観音立像 一軀
- ⑦ もくぞうじゆういちめんかんのんりゆうぞう 木造十一面観音立像 一軀
- ⑧ もくぞうぼさつざぞう 木造菩薩坐像 二軀
- ⑨ もくぞうごうざんぜぐんだりみょうおうりゆうぞう 木造降三世軍荼利明王立像 二軀

## <工芸品の部>

（重要美術品を重要文化財に 1件）

- ① くろらくちやわん あおやま どうにゆう 黒楽茶碗（青山）道入作 一口

（有形文化財を重要文化財に 4件）

- ① くろりんずじきりからくさいりおおはもんようこそで 黒綸子地桐唐草入大葉文様小袖 一領
- ② さび え かんざんじつとくず かくざら おがたけんざんさく おがたこうりんが 錆絵寒山拾得図角皿 尾形乾山作 尾形光琳画 二枚
- ③ かちようまき え ら でんせいがん 花鳥蒔絵螺鈿聖龕 一基
- ④ こひきちやわん みよし 粉引茶碗（三好） 一口

## <書跡・典籍の部>

（有形文化財を重要文化財に 3件）

- ① しんせん わ かずいのう 新撰和歌髓脳 二帖
- ② ひのかわかみ 簸河上 一帖
- ③ しゆういしろう 拾遺抄 一帖

## <古文書の部>

(重要美術品に有形文化財を追加し重要文化財に 1件)

- ① しんじゆあんもんじよ 真珠庵文書 (千三百三十九通) 八十一, 四十三冊, 十帖, 四十五幅, 九百二十七通, 三十八枚

(有形文化財を重要文化財に 4件)

- ① きいのくにのうえほんしやう え ず 紀伊国井上本庄絵図 一鋪
- ② ふじわらのとしなりじひつしよじやう 藤原俊成自筆書状 三月六日 一幅  
さしやうべんどのあて 左少弁殿宛
- ③ おおひがし け もんじよ 大東家文書 (三百二十四通) 二十七卷, 二百四十通
- ④ こうねんだいき 皇年代記 一卷

## <考古資料の部>

(有形文化財を重要文化財に 8件)

- ① ほつかいどうとよはらよんいせきどこうしゆつどひん 北海道豊原4遺跡土坑出土品 一括
- ② とうきやうとのげおおつかこふんしゆつどひん 東京都野毛大塚古墳出土品 一括
- ③ しずおかけんとうらいせきしゆつどひん 静岡県登呂遺跡出土品 一括
- ④ じんめんもんつぽがたどき 人面文壺形土器 一箇
- ⑤ おおさかふおおのじあと どうとう しゆつどひん 大阪府大野寺跡(土塔)出土品 一括
- ⑥ わかやまけんだいにちやま ごうふんしゆつどひん 和歌山県大日山35号墳出土品 一括
- ⑦ どうほこ 銅矛 一口
- ⑧ かごしまけんこみなと いせきしゆつどひん 鹿児島県小湊フワガネク遺跡出土品 一括

## <歴史資料の部>

(有形文化財を重要文化財に 7件)

- ①  $\left\{ \begin{array}{l} \text{つうしんぜんらん} \\ \text{通信全覧} \\ \text{ぞくつうしんぜんらん} \\ \text{続通信全覧} \end{array} \right.$  三百二十冊  
千七百八十四冊
- ②  $\text{りんじぜんこくほうもつちようさかんけいしりよう}$  臨時全国宝物調査関係資料 五千三百五十九点
- ③  $\text{しょうしゅうしぶん}$  蔣洲咨文  $\text{にほんこくつしまとうあて}$  日本国対馬島宛 一幅
- ④  $\text{ひかわまる}$  氷川丸 昭和五年,  $\text{よこはませんきよかぶしきがいしやせい}$  横浜船渠株式会社製 一艘
- ⑤ 二三三号機関車 明治三十六年度,  $\text{きしやせいぞうごうしがいしやせい}$  汽車製造合資会社製 一両
- ⑥  $\text{はざましげとみかんけいしりよう}$  間重富関係資料 七百四十一點
- ⑦  $\left\{ \begin{array}{l} \text{りゅうきゆうこくのず} \\ \text{琉球国之図} \\ \text{まぎりず} \\ \text{間切図} \end{array} \right.$  一卷  
七枚

## Ⅱ. 解説

### 【国宝（美術工芸品）の指定】

#### ＜絵画の部＞

（重要文化財を国宝に 1 件）

- ① しほんきんじちやくしよくらくちゆうらくがいず 紙本金地著色洛中洛外図 いわさかつもちひつ 岩佐勝以筆 ろつぎよくびようぶ 六曲屏風 一双

【大きさ】各 縦162.2cm 横341.8cm

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園1-3-9）  
東京国立博物館保管

本件は、江戸時代初期に活躍し、浮世絵の祖と称される岩佐勝以<sup>いわさかつもち</sup>の画風を示す洛中洛外図である。六曲一双の画面に、おおむね東山から下京<sup>しもぎょう</sup>辺りの景観が左右隻連続して描かれており、中世から近世へ移行する過渡期の洛中洛外図として独特の構成を示す。また、人々の様子は大変密度の高い描写で生き生きと表現され、近世初期風俗画の到達点と評価できる作品である。

近年、洛中洛外図や岩佐勝以に関する研究が進展し、それらの研究成果を反映した展覧会も数多く開催され、この作品の文化史的、美術史的重要性が再確認されたため、国宝に指定する。

（江戸時代）



## <彫刻の部>

(重要文化財に有形文化財を追加して国宝に 1件)

- ① <sup>ぜんしゆんさく</sup> 善春作 一軀  
<sup>もくぞうえいそんざぞう</sup> 木造叡尊坐像  
 像内納入品

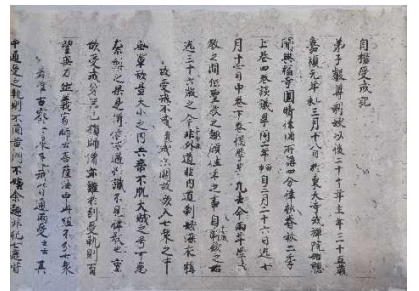
【大きさ】 像高 88.0 cm

【所有者】 宗教法人西大寺

(奈良県奈良市西大寺芝町1-1-5)

弘安3年(1280),真言律宗の宗祖である叡尊が80歳の時に、弟子達が造らせた肖像彫刻である。作者である善春は興福寺所属の工房の仏師で、父善慶を継いで叡尊関係の造像を手掛けた。その造形には当代の写実表現の追求の成果とともに、南都における古代以来の伝統の蓄積をうかがうことができ、鎌倉肖像彫刻の傑作と評価される。納入品は叡尊伝の基本史料である『自誓受戒記』など種類の豊富さ、情報量の多さにおいて日本の像内納入品の遺例中、代表的な品である。

(鎌倉時代)



## <工芸品の部>

(重要文化財を国宝に 1件)

- ① <sup>くろかわおとしどうまる</sup> 黒韋威胴丸 <sup>かぶと</sup> 兜, <sup>おおそでつき</sup> 大袖付 一領

【大きさ】 兜鉢高 12.5 cm 胴高 31.0 cm 大袖高 41.3 cm

【所有者】 宗教法人春日大社 (奈良県奈良市春日野町160)

本件は、中世の甲冑において、兜、大袖等を一具として完備する胴丸の典型を示すものとして貴重である。

平成26年度に行われた保存修理により、当初のものと思われる韋緒や組紐がほぼ完存していることが確認された。また、精緻な金具類の損傷も少なく、保存状態も他例と比べて際立っている。これらのことから、室町時代最初期の胴丸の代表作として評価がより高まったため、国宝に指定する。

(室町時代)





## <書跡・典籍の部>

(重要文化財を統合し、有形文化財を追加して国宝に 1件)

① <sup>しょうみやうじしやうぎやう</sup>  
**称名寺聖教**  
<sub>かなざわぶんこもんじよ</sub>  
**金沢文庫文書**

一万六千六百九十二点  
四千百四十九通

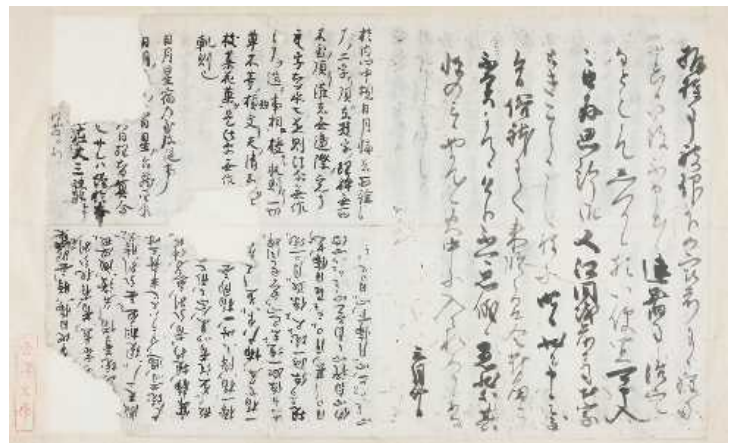
【所有者】宗教法人称名寺（神奈川県横浜市金沢区金沢町2-1-2-1）  
神奈川県立金沢文庫保管

本件は、金沢氏の菩提寺であった称名寺と、北条実時の草創にかかる金沢文庫に伝来した史料群の一括で、聖教及び文書ともに、我が国における代表的な仏教・寺院史料及び武家文書として貴重である。

聖教、文書ともに、重要文化財の指定を受けていたが、これらを統合し、新たに明らかになった聖教類を追加することで、史料群の全体像を把握することができる。

鎌倉時代の浄土宗や禅宗などの鎌倉新仏教、真言宗をはじめとした旧仏教を問わず仏教史はもちろんのこと、政治史のみならず武家の文化を解明する上で欠かせない第一級の史料である。

(平安時代～明治時代)



# 【重要文化財（美術工芸品）の指定】

## ＜絵画の部＞

（有形文化財を重要文化財に 8件）

- ① けんぽんちやくしよくぶつねはんず 絹本著色仏涅槃図 みょうそんひつ 命尊筆 一幅

【大きさ】縦272.0cm 横210.9cm

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園13-9）  
九州国立博物館保管

本図は、鎌倉時代末期の元亨3年（1323）に、奈良・興福寺に所属する絵所の命尊という絵仏師によって描かれたことが判る基準作品である。もとは奈良の法華寺に伝わった作品で、尼僧の発願により作られたものである。天地およそ3メートルの大きさの作品でありながら、細部描写は極めて精緻である。当初の描表装も含めて、保存状態は良好で、鎌倉時代の南都絵仏師による仏画を代表する作品として貴重である。

（鎌倉時代）



- ② けんぽんちやくしよくぶつねはんず 絹本著色仏涅槃図 一幅

【大きさ】縦198.7cm 横277.0cm

【所有者】宗教法人汾陽寺（岐阜県関市武芸川町谷口1811-1）

本図は、現存作例の極めて少ない、平安時代にさかのぼる大型の涅槃図である。横たわる釈迦を中心に百人近くの会衆が取り囲む。高野山に伝来する国宝「応徳涅槃図」や、京都国立博物館の国宝「釈迦金棺出現図」などといった平安時代の涅槃図の名品と共通する図様が認められる。金や彩色による文様などにも平安仏画の特徴がよく表れている作品である。

（平安時代）



③ けんぽんちやくしよくこうぼうだいしぞう 絹本著色弘法大師像

一幅

【大きさ】縦142.2cm 横112.5cm

【所有者】宗教法人大宝院（三重県津市大門32-19）

本図は、弘法大師空海の姿を描く作品である。空海の画像は、亡くなる直前に描かれたと伝えられる御影があるが、本図はその図様形式を踏襲する鎌倉時代の作例である。鎌倉時代にさかのぼる空海画像は少なからず伝存するが、本図はその中でも特に保存状態の良好な一幅である。画中の墨書から、もとは京都の泉涌寺に伝わったことが判る作品で、文化史的な背景に関しても重要な研究材料を提供する作品である。

（鎌倉時代）



④ さいしよ 絵になる最初 たけうちせいほうひつ 竹内栖鳳筆 大正二年  
けんぽんちやくしよく 絹本著色

一幅

【大きさ】縦183.1cm 横87.4cm

【所有者】京都市（京都府京都市中京区上本能寺前町488）  
京都市美術館保管

竹内栖鳳は近代京都画壇を代表する日本画家で、江戸時代の円山四条派の伝統を踏まえ、また早くにヨーロッパに出かけて西洋絵画を研究し、それらの影響を反映させた新しい画風を打ち立て活躍した。日本において裸体モデルを使ってデッサンの訓練をすることを始めた最初期の日本画家である。本図は、モデルとなる女性が着衣を脱ぐことを恥じらう表情に画想を得たもので、新しい画題の中に斬新な意匠と情緒の表現を両立させた画期的な作品である。

（大正時代）



⑤ けんほんちやくしよくぶつねはんず  
絹本著色仏涅槃図

一幅

【大きさ】縦172.5cm 横206.0cm

【所有者】宗教法人西念寺（京都府京都市下京区高倉通五条下る堺町35）

近年、再発見されて注目を得た平安時代にさかのぼる大型の涅槃図である。涅槃に入るため横たわる釈迦を中心に、周囲に多くの仏弟子や各種の動物などが取り囲む構図で、国宝「おうとくねはんず応徳涅槃図」（和歌山・金剛峯寺）などとも部分的に図様が共通する。色彩感覚は院政期仏画の特徴を示しており、打ち込みや抑揚が認められる描線も特徴的である。

（平安時代）



⑥ けんほんちやくしよくぶじゆんしばんぞう  
絹本著色無準師範像

一幅

【大きさ】縦116.0cm 横50.4cm

【所有者】宗教法人東福寺（京都府京都市東山区本町15—778）

中国南宋時代の臨済宗の高僧、無準師範の半身を描く画像である。無準のもとには日本からも多くの禅僧が留学し、鎌倉時代以降の日本の禅宗に大きな影響を及ぼした。本図には画面上部に着賛があり、これにより1254年頃に描かれた作品であることがわかる。南宋時代の人物画の優品であり、また日本において半身の祖師像が展開する文化的背景を考える上でも示唆を与える作例である。東福寺では、全身を描く国宝「無準師範像」と同じ木箱に納められて伝来したもので、その文化史的重要性は高く評価される。

（南宋時代）



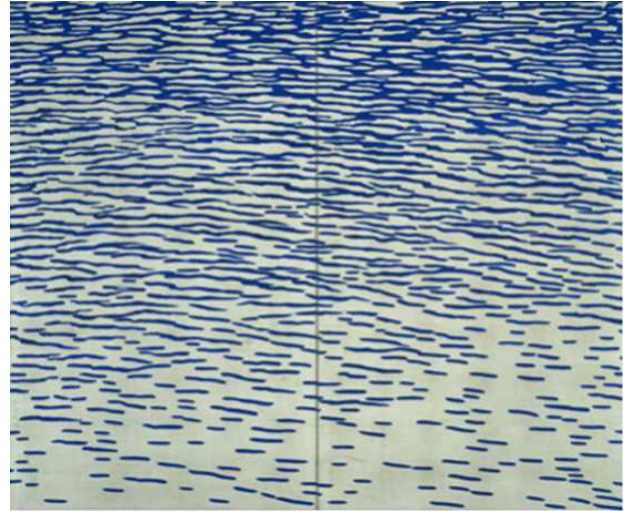
⑦ <sup>ふくだへいはちろうひつ</sup> 福田平八郎筆 昭和七年 一面  
さざなみ 漣 <sup>けんぽんはつきんじちやくしよく</sup> 絹本白金地著色

【大きさ】縦156.6cm 横185.8cm

【所有者】大阪市（大阪府大阪市北区中之島1-3-20）  
 大阪新美術館建設準備室保管

福田平八郎は、大分出身で京都で活躍した日本画家であり、写生を基本としながらも、充分に計算された画面を構成する独自の画風で高く評価されている。今回、福田作品としては最初の指定となる。本図は湖面にきらめく光を表現したものであるが、プラチナ箔を押した画面に、不定型な群青色の色面を配置することのみで仕上げている作品で、福田の作風の特徴をもっとも良く示す作例として貴重である。

（昭和時代）



⑧ <sup>しほんぼくがはずず</sup> 紙本墨画蓮図 能阿弥筆 一幅  
じえいわかおよび 自詠和歌及七十五歳の款記がある

【大きさ】縦24.7cm 横31.5cm

【所有者】公益財団法人正木美術館（大阪府泉北郡忠岡町忠岡中2-9-26）

本図は、足利将軍家に仕えた能阿弥の最晩年の小品である。能阿弥は、将軍家の書画コレクションに直接関わることでできた立場から、唐物、すなわち良質な中国宋元画に触れる機会があり、それらを研究して自らの画風を形成した。当時は、南宋の牧谿という画僧の柔らかい画風がもてはやされたが、本図はその特徴を良く示している。画中に能阿弥自作の和歌と75歳のサインが記されている。後の狩野派などにも大きな影響を与えた阿弥派の初代による最晩年の基準作として貴重である。

（室町時代）



## <彫刻の部>

(重要美術品に有形文化財を追加し重要文化財に 1件)

- ① 

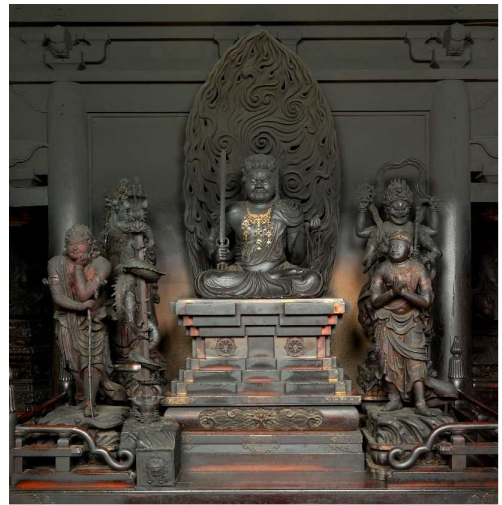
{	木造不動明王及脇侍像	五軀
	銅造俱利迦羅竜剣	一基

【大きさ】 像高 不動明王 83.6cm 脇侍 95.1～107.1cm  
俱利迦羅竜剣 150.2cm

【所有者】 宗教法人宝山寺（奈良県生駒市門前町1-1）

真言律宗の傑僧、<sup>たんかい</sup>湛海（1629～1716）の開いた宝山寺の本尊で、不動明王を中心とする群像。不動は湛海の自作で、同人が数多く製作した不動像の中で最も迫力に勝り、その代表作である。脇侍のうち二童子は湛海の前半生においてその仏像製作を支えた仏師、院達の手になるとみられ、江戸時代彫刻中の優品である。これらの生彩に富んだ造形は、宗教者による旺盛な造形活動と、伝統的な職業仏師の接触が生んだ成果であり、その点で本像は江戸彫刻の特質をよく示す作例と評価される。

（江戸時代）



(有形文化財を重要文化財に 9件)

- ① 

{	木造十大弟子立像	八軀
---	----------	----

【大きさ】 像高 47.6～48.9cm

【所有者】 独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園1-3-9）  
京都国立博物館保管

京都常楽院に、釈迦如来像（重要文化財、文化庁保管）とともに伝えられた十大弟子像。作者と推定されるのは常楽院創建のために土地を寄進した仏師、院賢で、同人は京都における平安時代以来の主流仏師の一派、院派に属し、13世紀前半の代表的仏師の一人としての活動が記録で知られている。上品にまとまった作風を示しており、遺品の少ない鎌倉時代の京都仏師の作例として貴重である。

（鎌倉時代）



② <sup>もくぞうぎがくめん</sup>木造伎楽面 <sup>かみのうしかいさく</sup>上牛甘作 一面

【大きさ】縦37.6cm

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園1-3-9）  
京都国立博物館保管

鳥を神格化した神，<sup>か</sup>迦<sup>る</sup>楼<sup>ら</sup>羅の面で，<sup>てんびようしようほう</sup>天平勝宝4年（752）の<sup>とうだいじだいがつかいげんくぼう</sup>東大寺大仏開眼供養の際に用いられたとみられる。面裏に<sup>かみのうしかい</sup>上牛甘という作者名が記される。上牛甘は正倉院文書に<sup>えだくみのつかさ</sup>画工司の画師としての活動がみえる人物で，このように彫刻と絵画の双方の技能を有するのは同時期に他にも例が知られる。奈良時代において史料に現れる工人による作品が残る例として貴重である。  
（奈良時代）



③ <sup>もくぞうじぞうぼさつりゅうぞう</sup>木造地藏菩薩立像 一軀

【大きさ】像高91.2cm

【所有者】宗教法人浄山寺（埼玉県越谷市野島3-2）

<sup>のじま</sup>野島地蔵尊として知られる<sup>こさつ</sup>古刹の秘仏本尊として伝えられた地蔵菩薩像。肉付豊かな体軀，深く鋭い衣文表現に平安前期の特色をよく見せ，定型化されない彫り口から9世紀前半に遡る可能性が考えられる。奈良笠区薬師如来像（重要文化財）と作風が類似し，畿内よりもたらされたと推定される。当代の優品であり，また地蔵菩薩像の屈指の古例としても重要である。  
（平安時代）



④ <sup>もくぞうししがしら</sup>木造獅子頭 二面

【大きさ】 高 その1 30.3cm その2 28.6cm

【所有者】 宗教法人宝城坊 (神奈川県伊勢原市日向1644)

古くは<sup>りょうぜんじ</sup>霊山寺と言い、現在日向<sup>ひなた</sup>薬師の名で知られる相模地方の<sup>こきつ</sup>古刹に伝わった獅子頭。丈高の概形や穏やかな表現に平安風の古様をとどめ、おそくとも13世紀後半までには造られていたと思われる。霊山寺は鎌倉時代を通じて寺勢が栄えたことが現存する仏像群よりうかがえ、本面もその中で<sup>ほうえ</sup>法会のために製作されたとみられる。獅子頭の古例であり、また左右一対がともに残り、表面仕上げまで当初のものを留めるのは貴重である。  
(鎌倉時代)



⑤ <sup>もくぞうふどうみょうおうざぞう</sup>木造不動明王坐像 (天野社<sup>あまのしやごましよきゆうほんぞん</sup>護摩所旧本尊) 一軀

【大きさ】 像高86.2cm

【所有者】 宗教法人法住寺 (石川県珠洲市宝立町春日野83-15)

明治初年まで高野山の麓にある<sup>あまのしやにうつひめじんじや</sup>天野社(丹生都比売神社)の護摩所本尊として伝来した不動明王像で、14世紀初め頃の作と見られる。当時、<sup>れいげんぶつ</sup>霊験仏として知られた京都<sup>とうじさいいん</sup>東寺西院の国宝不動明王像(9世紀)の模像で、歯に水晶を嵌める技法に特色がある。鎌倉時代における<sup>れいげんぶつ</sup>霊験仏信仰との結びつきによりこの種の技法が用いられた例として注目される。  
(鎌倉時代)





⑥ もくぞうじゅういちめんかんのんりゅうぞう 木造十一面観音立像 一軀

【大きさ】像高42.2cm

【所有者】宗教法人世界救世教（静岡県熱海市桃山町26-1）  
MOA美術館保管

白檀による十一面観音の造像規定に従いつつ、代用材として針葉樹を用いた十一面観音像で、法隆寺北室院に伝来した。作風は同寺伝法堂東の間の木心乾漆阿弥陀三尊像（重要文化財）の両脇侍など当代の官営工房系の作例に類するが、一部に鑑真のもたらした新様を加味され、製作年代は760～770年代頃とみられる。奈良時代の木彫像の一例として貴重である。（奈良時代）



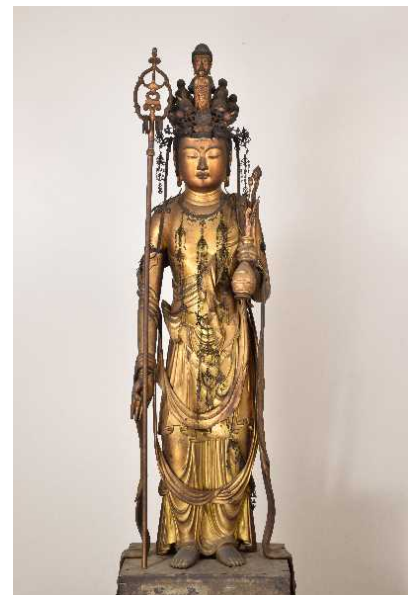
⑦ もくぞうじゅういちめんかんのんりゅうぞう 木造十一面観音立像 一軀

【大きさ】像高122.4cm

【所有者】公益財団法人岡田文化財団（三重県三重郡菰野町大羽根園松ヶ根町21-6）  
パラミタミュージアム保管

興福寺ぜんじょういん禅定院観音堂の本尊であったが、明治初年の廃仏毀釈で寺外に流出した。快慶の弟子筋の仏師、長快ちやうかいの作で、建保7年（1219）に長谷寺本尊が焼け、快慶がこれを再興した際に用いた材の残りで造られたことが記録により知られる。右手に錫杖しやくじょうを持つのは長谷寺本尊の図像で、長谷寺現本尊像（天文7年＝1538，重要文化財）は他にも本像と一致する形式が各所に認められ、再興にあたり本像の形姿が参照された可能性がある。当時の造像作法や長谷寺本尊の再興事業を考える上で重要な作例である。

（鎌倉時代）



⑧ もくぞうぼさつざぞう 木造菩薩坐像

二軀

【大きさ】像高 伝文殊 30.1cm 伝普賢 31.4cm

【所有者】宗教法人清泰寺（大阪府枚方市長尾元町1-11-10）

三尊像の両脇侍として造られたとみられる一対の菩薩像。その作風や凝った髪のかき方、著衣法に平安前期の特色を顕著にみせ、九世紀前半ないし半ば頃の製作とみられる。面貌や身体構成は奈良国立博物館薬師如来像（国宝）に通じ、同系の作者の手になると推定される。平安前期彫像の優品である。

（平安時代）



⑨ もくぞうごうざんぜぐんだりみょうおうりゅうぞう 木造降三世軍荼利明王立像

二軀

【大きさ】像高 降三世 158.0cm 軍荼利 158.9cm

【所有者】宗教法人尊延寺（大阪府枚方市尊延寺6-11-1）

五大明王のうち2体が残ったものと見られ、11世紀前半の中央仏師の手になる作例である。両者は作風が異なるが、大きさや細部の特徴的な形式が一致するところから本来の一具と考えられる。軍荼利明王はこの時代の作例として極めて製作が優れ、左足を蹴上げる特徴的な図像も注目される。いわゆる和様の彫刻様式が成立する時期における重要作例である。

（平安時代）



## <工芸品の部>

(重要美術品を重要文化財に 1件)

① <sup>くろらくちやわん あおやま</sup> 黒楽茶碗(青山) <sup>どうにゆう</sup> 道入作 一口

【大きさ】高 8.7～8.9cm 口径 10.7～11.4cm 高台径 5.5cm

【所有者】公益財団法人楽美術館（京都府京都市上京区油小路通一条下る油橋詰町84）

<sup>らく</sup> 楽家三代の <sup>どうにゆう</sup> 道入の作品である。初代 <sup>ちようじろう</sup> 長次郎とともに、楽茶碗の基本的な技法を確立した作家であり、<sup>うすづく</sup> 薄作りの大らかな器形や光沢のある釉調、<sup>ゆうちよう</sup> 黄ハゲの技法による斬新な装飾性などに、道入の黒楽茶碗の特色がよく現れた代表作である。

(江戸時代)



(有形文化財を重要文化財に 4件)

① <sup>くろりんずじきりからくさいりおおはもんようこそで</sup> 黒綸子地桐唐草入大葉文様小袖 一領

【大きさ】身丈 151.0cm 衿 63.5cm

【所有者】大学共同利用機関法人人間文化研究機構  
(東京都港区虎ノ門4-3-13)

国立歴史民俗博物館保管

<sup>くろりんずじ</sup> 黒綸子地に <sup>きんすりはく</sup> 金摺箔、<sup>しばぞ</sup> 絞り染めと <sup>ししゅう</sup> 刺繍で文様を表す慶長小袖の特徴を残しながら、文様構成に新たな流行の兆しが見られる作品である。小袖意匠の変遷の中で、江戸時代初期における過渡的様相を示す貴重な作例である。

(江戸時代)



② <sup>まびえ かんざんじつとくず かくざら</sup> 錆絵寒山拾得図角皿 <sup>おがたけんざん さく</sup> 尾形乾山作 <sup>おがたこうりん が</sup> 尾形光琳画 二枚

【大きさ】寒山図 高 3.0 cm 縦 22.1 cm 横 21.8 cm  
拾得図 高 3.0 cm 縦 21.8 cm 横 22.1 cm

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園13-9）  
京都国立博物館保管

画家の<sup>おがたこうりん</sup>尾形光琳が絵付けを施し、<sup>おがたけんざん</sup>尾形乾山が賛を記した兄弟合作の作品である。自由奔放な筆遣いに光琳の絵付けの魅力がよく表れており、兄弟合作の角皿の優品として貴重である。

（江戸時代）



③ <sup>かちようまきえら でんせいがん</sup> 花鳥蒔絵螺鈿聖龕 一基

【大きさ】高 61.5 cm 幅 39.5 cm 奥行 5.0 cm

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園13-9）  
九州国立博物館保管

桃山時代から江戸時代初期にかけてヨーロッパへの輸出向けに製作され流行した、いわゆる<sup>なんばんしつ き</sup>南蛮漆器の一つである。厨子の形状や全面に埋め尽くされた意匠などに国際的な様相がよくあらわれている。国内に現存する遺品の中でも特に精緻な螺鈿や蒔絵の技術を駆使して、豪華な装飾が施された<sup>せいがん</sup>聖龕の代表作として貴重である。

（桃山時代）



④ <sup>こひきちやわん</sup>粉引茶碗(三好) <sup>みよし</sup>一口

【大きさ】高 8.1～8.3cm 口径 14.6～15.4cm 高台径 5.7cm

【所有者】公益財団法人三井文庫（東京都中野区上高田5-16-1）

三井記念美術館保管

朝鮮半島で焼かれ、茶の湯の碗として取り上げられたいわゆる<sup>こうらいちやわん</sup>高麗茶碗である。全面に<sup>しろつち</sup>白土を掛けた<sup>くすりはだ</sup>釉膚の調子があたたかも粉を刷いたように見える<sup>こひきちやわん</sup>粉引茶碗は、<sup>でんせい</sup>伝世する数が少ないことから珍重される。大らかな器形、<sup>ゆうやく</sup>釉薬が偶然に掛け外れた<sup>ひま</sup>火間など見所が多いばかりでなく、<sup>みよし</sup>三好<sup>ながよし</sup>長慶、<sup>とよみひでよし</sup>豊臣秀吉らが所持した伝来が確かな貴重な作例である。

(朝鮮時代)



## <書跡・典籍の部>

(有形文化財を重要文化財に 3件)

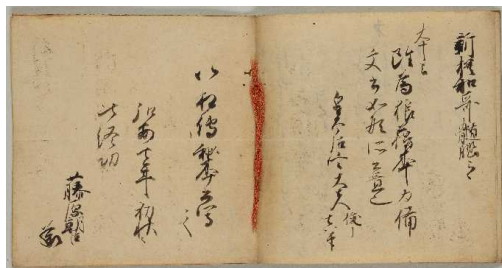
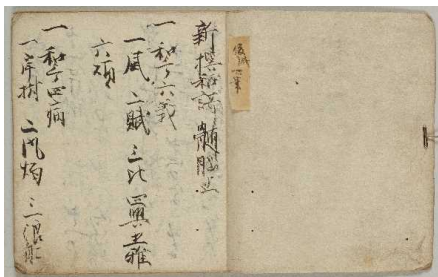
### ① <sup>しんせん わ か ずいのう</sup> 新撰和歌髓脳 二帖

【大きさ】 <sup>ふじわらのとしなり</sup> 藤原俊成筆本 縦17.0cm 横15.3cm  
<sup>れいぜいためすげ</sup> 冷泉為相筆本 縦16.3cm 横16.0cm

【所有者】 国（文化庁保管）

新撰和歌髓脳は、作者未詳の平安時代後期成立になる歌学書である。内容は和歌修辞上の欠点である歌の病に関することなどに関して、例歌を挙げて説明する詠作のための参考書である。

本書は、その筆跡と奥書から藤原俊成と冷泉為相であることが明確にわかる鎌倉時代に遡る古写本であり、また歌論の受容史、歌学史研究上に貴重である。  
(鎌倉時代)



### ② <sup>ひのかわかみ</sup> 簸河上 一帖

【大きさ】 縦16.1cm 横15.6cm

【所有者】 公益財団法人静嘉堂（東京都世田谷区岡本2-23-1）

簸河上は、後嵯峨院歌壇の中心的な人物であった真観（葉室光俊）が、鎌倉幕府6代將軍宗尊親王の和歌指南書として作成した歌論書である。内容は、和歌の起源を『古事記』の素戔鳴尊の「八雲立つ」の歌から説き起し、藤原公任の歌論書『新撰髓脳』などを引きながら展開している。書名は、出雲神話にある簸河の川上で素戔鳴尊が八岐大蛇を退治した伝説に由来する。

本書は、奥書からみて、文応元年（1260）の成立からあまり下らない鎌倉時代後期の書写になる最古写本である。

(鎌倉時代)



③ 拾遺抄しゅういしやう

一帖

【大きさ】縦21.5cm 横13.3cm

【所有者】公益財団法人三井文庫（東京都中野区上高田5-16-1）  
三井記念美術館保管

拾遺抄は、藤原公任ふじわらのきんとう撰になる平安時代を代表する私撰和歌集の一つで、10世紀末の成立になる。四季・賀・別・恋・雑が わかれ こい ぞう ぶだての部立で、10巻からなる。平安時代には勅撰和歌集『拾遺和歌集』より重んじられ流布していたが、中世に遡る古写本は極めて少ない。

本書は鎌倉時代中期の書写になる最古写本の完本として、また和歌史上において貴重である。

（鎌倉時代）



## ＜古文書の部＞

（重要美術品に有形文化財を追加し重要文化財に 1件）

- ① <sup>しんじゆあんもんじよ</sup>真珠庵文書（千三百三十九通） 八十一巻，四十三冊，十帖，四十五幅，  
九百二十七通，三十八枚

【所有者】宗教法人真珠庵（京都府京都市北区紫野大徳寺町）

真珠庵文書は、大徳寺の塔頭で、一休宗純を開祖とする真珠庵に伝来した文書群である。一休の遠忌や、所領に関する文書をはじめとして、中世における禅宗寺院のあり方などを伝える寺内の決まりを定めた壁書などがある。また一休のまわりにいた文化の担い手に関わる文書などを含んでいる。まとまった塔頭文書の典型として貴重である。

（鎌倉時代～江戸時代）



（有形文化財を重要文化財に 4件）

- ① <sup>きいのくにいのうえほんしやうえず</sup>紀伊国井上本庄絵図 一鋪

【大きさ】縦65.4cm 横53.1cm

【所有者】宗教法人随心院（京都府京都市山科区小野御霊町35）

本絵図は、随心院領であった紀伊国井上本庄を描いた絵図である。井上本庄は紀ノ川北岸の台地上にあり、東に粉河庄、西に井上新庄が隣接している。溜池などの水利を中心として、集落、寺社など荘園の景観を生き生きと描き、文字情報も豊富である。在地の様相を具体的に伝える室町時代の庄園絵図として貴重なものである。

（室町時代）





② <sup>ふじわらのとしなりじひつしよじょう</sup> 藤原俊成自筆書状 <sup>三月六日</sup> 三月六日  
<sup>さしよべんどのあて</sup> 左少弁殿宛

一幅

【大きさ】本紙 縦30.5cm 横67.5cm

【所有者】公益財団法人香雪美術館（兵庫県神戸市東灘区御影郡家2-12-1）

本文書は、藤原俊成が子・定家の除籍を解くように後白河院に嘆願した文治2年（1186）の自筆の書状である。その内容は、定家の殿上での狼藉は年少の輩の遊戯のようなものであり、除籍について許してもらえるようにとりなしてほしいと、子を思う気持ちを表している。また文中にある和歌から「あしたつの文」として著名なものである。歴史上は、もとより文化史上にも貴重な文書であり、また俊成の筆跡の面目を伝えている。

（鎌倉時代）



③ <sup>おおひがしけもんじよ</sup> 大東家文書（三百二十四通）

二十七卷，二百四十通

【所有者】宗教法人春日大社（奈良県奈良市春日野町160）

本文書は、春日社の社家である大東家に伝来した文書群である。叙位任官に関する口宣案が室町時代から江戸時代末期まで連綿として残り、また落書起請文、春日山木枯槁や薪能など、南都に関わる文書を含む文書群として貴重である。

（平安時代～江戸時代）



④ <sup>こうねんだいき</sup> 皇年代記

一巻

【大きさ】縦29.5cm 全長268.4cm

【所有者】宗教法人春日大社（奈良県奈良市春日野町160）

皇年代記は、12世紀半ばに成立した春日社に関する便覧としての性格をもつ年代記である。内容は天皇歴代記、行幸記をはじめ春日明神の託宣記や春日社の遷宮記を記すなど、春日社司として必要な事項をまとめた記録の原本として貴重である。

（平安時代）



## <考古資料の部>

(有形文化財を重要文化財に 8件)

### ① ほつかいどうとよほらよんいせきどこうしゆつどひん 北海道豊原4遺跡土坑出土品 一括

【所有者】函館市（北海道函館市東雲町4-13）  
函館市縄文文化交流センター保管

縄文時代早期の墓と思われる10基の土坑から出土した、副葬品と考えられる土器・土製品と、石器の一括である。特に土製品には、幼児または子供の足形・手形を押し当ててつくられた「足形・手形付土製品」5点が含まれている。

このような土製品は、北海道南部では早期のものが、また東北地方では後期～晩期のものが知られているが、本例は前者の一例で、しかも現存最大の「足形・手形付土製品」を含む。本件は、縄文時代の早い時期における、特異な葬送儀礼のあり方を知る上で、貴重である。  
(縄文時代)



### ② とうきやうとのげおおつかこふんしゆつどひん 東京都野毛大塚古墳出土品 一括

【所有者】世田谷区（東京都世田谷区世田谷4-21-27）  
世田谷区立郷土資料館保管

4基の埋葬施設から出土した副葬品一括である。大和政権から入手したと考えられる甲冑や刀剣などの豊富な鉄製品と、鉄製品を象<sup>かたど</sup>った石製模造品を多く含むことに特色がある。

これらは、古墳時代中期における副葬品の組み合わせと変遷をよく示し、大和政権と東日本の関係性を考える上でも貴重である。  
(古墳時代)



③ しずおかけんとうろいせきしゆつどひん 静岡県登呂遺跡出土品

一括

【所有者】 静岡市（静岡県静岡市葵区迫手町5-1）  
静岡市立登呂博物館保管

戦中と戦後の調査で、居住域とそれに隣接する水田跡など、弥生時代の農村集落の構造が初めて明らかにされた、登呂遺跡から出土した遺物の一括である。遺物は昭和年間の出土品と、史跡再整備事業に伴う調査で出土した平成年間の出土品とに分けられる。

いずれにも、各形態の土器と、農耕具や祭祀具などの木製品、また祭祀に用いられた灼骨しゃっこつなど、当時の生活を復元する上で貴重な資料が含まれる。

（弥生時代）



④ じんめんもんつぽがたどき 人面文壺形土器

一箇

【大きさ】 高 26.5cm 胴径 25.9cm 底径 6.5cm

【所有者】 安城市（愛知県安城市桜町18-23）  
安城市歴史博物館保管

線刻で人面を描いた弥生時代の壺形土器である。人面は、壺の胴部に細く鋭利な線で大きく描かれ、眼・鼻・口の周囲に幾重もの細線を充填し、また耳には耳飾りと思われる装飾表現もある。細かな破片が接合されて、顔面のほぼ全貌が復元された。

このような土器は「人面文土器」と呼ばれ、弥生時代の祭祀で、辟邪へきじや（＝魔除け）の思想などを表した特別な土器と考えられているが、その全形を窺い知ることができる例は稀である。

（弥生時代）



⑤ おおさかふおおのじあと どうとう しゆつどひん 大阪府大野寺跡（土塔）出土品 一括

【所有者】堺市（大阪府堺市堺区南瓦町3-1）  
堺市博物館保管

堺市に所在し、神亀4年(727)に高僧・行基ぎょうきが建立したとされる大野寺の「土塔」に葺かれていた瓦のうち、「知識」と呼ばれる信仰によって結ばれた人々の名が線書きこくしよ（刻書）された資料などで構成される。土塔とは仏塔の一型式で、一辺53m、12層に盛り土された方形壇の各段に瓦が葺かれていた。

瓦に刻まれた人名は、僧尼、ゆうせいしぞく むせいしぞく有姓氏族、無姓氏族などに分類できる。これらは、当時の仏教文化の伝播とその受容の実態、さらにそれらを担った人々の社会構成を窺うことができる貴重な文化財である。  
(奈良時代)



⑥ わかやまけんたいにちやま ごうふんしゆつどひん 和歌山県大日山35号墳出土品 一括

【所有者】和歌山県（和歌山県和歌山市小松原通1-1）  
和歌山県立紀伊風土記の丘保管

前方後円墳上から出土した埴輪を主体に、須恵器すえきなどを含む一括である。特に埴輪は多種多様で、大型の家形埴輪など大王墓と共通する埴輪を含む一方、両面に顔を持つ人物埴輪や翼を広げた鳥など、この古墳でのみ確認された種類がある。また、埴輪、須恵器ともに、本来それが据えられていた位置がほぼ確認できることも特筆される。

本件は、古墳時代における埴輪の多様性を知る上で貴重であるとともに、埴輪群が表す情景や祭祀の実態を復元する上で学術的価値が高い。  
(古墳時代)



⑦ <sup>どうほこ</sup>銅矛 一口

【大きさ】長 83.5cm 刃部 最大幅12.0cm  
【所有者】北九州市（福岡県北九州市小倉北区域内1-1）  
北九州市立自然史・歴史博物館保管

弥生時代の竪穴住居跡内に埋納されていた銅矛1口である。<sup>ひろがたどうほこ</sup>広形銅矛と呼ばれる最新型式の銅矛であり、刃の研ぎ出しもなされず、武器としての機能は失われている。国内において、銅矛を含めた武器形青銅器が竪穴住居跡内に埋納された稀有な例であり、弥生時代の祭祀を復元する上で重要である。  
(弥生時代)



⑧ <sup>かごしまけんこみなと</sup>鹿児島県小湊<sup>いせきしゆつどひん</sup>フワガネク遺跡出土品 一括

【所有者】奄美市（鹿児島県奄美市名瀬幸町25-8）  
奄美市立奄美博物館保管

本件は、奄美大島の中部、太平洋に面した砂丘上の遺跡から出土した資料の一括である。遺跡からは、大量の夜光貝と、それを加工して貝匙<sup>かいさじ</sup>を製作する各工程の資料が出土しており、6~7世紀頃にこの地で集中的な貝匙生産が行われていたことが窺える。これに加えて、貝札<sup>かいふだ</sup>・貝玉<sup>かいたま</sup>等の多種多様な貝製品や、多数の貝玉とガラス小玉が副葬された5世紀頃の墓坑も発見されている。

これらは、南島地域において集中的な貝製品生産を行った工房的性格の強い遺跡の出土品として、当時の交易を考える上でも貴重である。  
(古墳時代)



## <歴史資料の部>

(有形文化財を重要文化財に 7件)

- ① 

}	つうしんぜんらん 通信全覧	三百二十冊
	ぞくつうしんぜんらん 続通信全覧	千七百八十四冊

【所有者】国（外務省外交史料館保管）

本件は、幕府と諸外国との間にかわされた外交文書や外交交渉の編纂記録で、江戸幕府外国方の業務が本格化した安政6年（1859）から慶応4年（1868）までの10カ年分を収載する。外交事務を職掌とする機関が編纂した外交文書集の嚆矢であり、幕末期の外交史を研究する上での基本資料として学術価値が高い。

(江戸時代～明治時代)



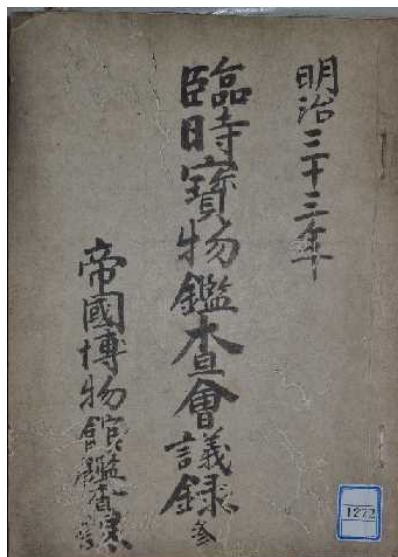
- ② 

りんじぜんこくほうもつちょうさかんけいしりょう 臨時全国宝物調査関係資料	五千三百五十九点
---	----------

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園13-9）  
東京国立博物館保管

本件は、明治21年（1888）に宮内省内に設置された臨時全国宝物取調局等が実施した、全国に所在する宝物類の調査事業に関係する資料群で、簿冊類、写真ガラス原板、紙焼付写真から構成される。日本美術史の形成過程や、今日の文化財保護行政の揺籃期ようらんきの歴史を知る上で学術価値が高い。

(明治時代)



③ <sup>しょうしゅうしぶん</sup> 蔣洲咨文 <sup>にほんこくつしまとうあて</sup> 日本国対馬島宛

一幅

【大きさ】 56.7cm 51.7cm

【所有者】 国立大学法人東京大学（東京都文京区本郷7-3-1）  
東京大学史料編纂所保管

<sup>かせい</sup> 嘉靖35年（弘治2年，1556）11月3日付で、蔣洲という人物から対馬島（対馬宗氏）にあて、倭寇禁圧を求めた公文書である。蔣洲は倭寇禁圧を求め我が国に派遣された明国の官吏である。本件は後期倭寇の最盛期における外交交渉の中で発給された伝来稀な外交文書原本であり、対外関係史上、古文書学研究上に貴重である。  
(明時代)



④ <sup>ひかわまる</sup> 氷川丸 <sup>よこはませんきよかぶしきがいはせい</sup> 昭和五年，横浜船渠株式会社製

一艘

【所有者】 日本郵船株式会社（東京都千代田区丸の内2-3-2）  
横浜市中区山下町山下公園地先所在

氷川丸は日本郵船株式会社が発注し、昭和5年（1930）に横浜船渠株式会社にて竣工した貨客船である。昭和35年（1960）の引退まで主としてシアトル航路に就航し戦前・戦後の貨客輸送に従事したが、昭和16年（1941）からは海軍特設病院船、終戦後は復員輸送船の任を担い、さらに一時的に国内・国外航路に就航した。本船は当時における先進の造船技術を導入して国内にて建造された貨客船であり、海外との輸送手段を貨客船が担っていた時代及び戦中戦後の激動の時代において、社会・経済史上に大きな役割を果たした。戦前期に多数建造された外航船の現存唯一の遺存例として、近代交通史上、造船技術史上などに貴重である。  
(昭和時代)





⑤ 二三三号機関車 <sup>ましやせいぞうごうしがいしやせい</sup> 明治三十六年度、汽車製造合資会社製 一両

【所有者】西日本旅客鉄道株式会社（大阪市北区芝田2-4-24）  
京都鉄道博物館保管

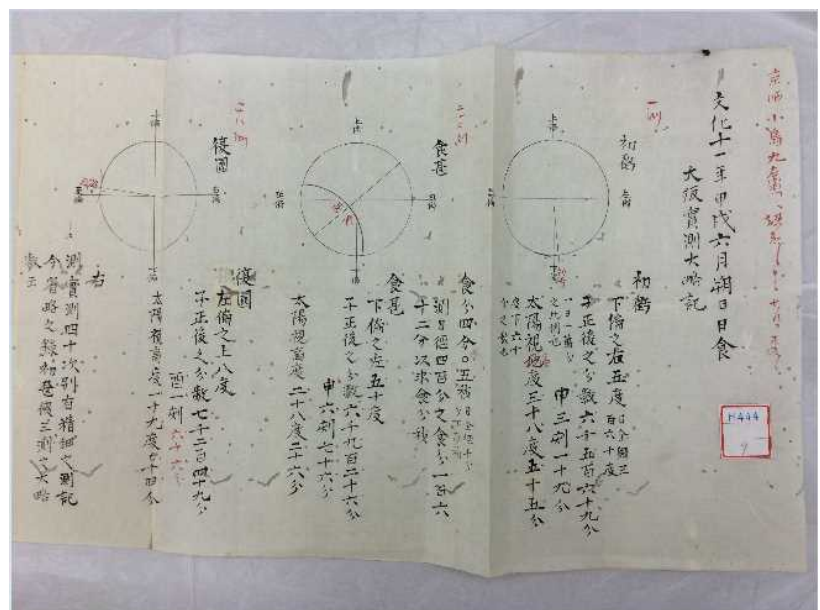
本件は、逓信省鉄道作業局が汽車製造合資会社に発注し、明治36年度（1903～1904）に竣工した1B1形タンク式蒸気機関車である。本形式の蒸気機関車は安定した性能と保守の容易さから、明治42年までに51両が製造され、国産初の量産形機関車となった。蒸気機関車国産の先鞭をつけた型式の車両として、鉄道史、産業史上などに学術価値が高い。  
(明治時代)



⑥ <sup>はざましげとみかんけいしりょう</sup> 間重富関係資料 七百四十一号

【所有者】大阪市（大阪府大阪市北区中之島1-3-20）  
大阪歴史博物館／大阪市立中央図書館保管

江戸時代後期の天文暦学者である間重富（1756～1816）は、測量器機制作の改良につとめて天体測量の精度を高め、測量結果を西洋天文学理論上に検証して当該期の天文暦学の発展に多大な貢献をした。本資料群は、日月食等天体測量記録を中心に、著述稿本類、文書・記録類、典籍類、地図・絵図類、器物類から構成され、飛躍的に発展を遂げた当該期における我が国の天文暦学研究上に学術価値の高い資料群である。  
(江戸時代)



⑦ { りゅうきゅうこくのず  
琉球国之図  
まぎりず  
間切図

一卷

七枚

【所有者】 沖縄県（沖縄県那覇市泉崎1-2-2）

沖縄県立図書館／沖縄県立博物館・美術館保管

本件は、18世紀中葉に琉球王府が実施した検地の測量結果を地図化した実測図を、18世紀末頃に編集して作成した測量図である。広域行政単位である間切ごとに色分けをし、間切内の村々、道筋、川筋、御嶽、番所などの諸施設等を図示する。琉球国独自の測量技術による点が注目され、沖縄島及び周辺の島々の地形、地物、地名を網羅的に明らかにするもので、琉球国の歴史、測量史、地図史上に学術価値が高い。

（第二尚氏時代）



### Ⅲ. 参考

#### ○国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定件数

種別 \ 事項	新規指定件数		合計
	国 宝	重要文化財	
絵 画	1	8	2, 0 1 0 ( 1 6 0 )
彫 刻	1	1 0	2, 6 9 9 ( 1 3 1 )
工 芸 品	1	5	2, 4 5 2 ( 2 5 3 )
書跡・典籍	1	3	1, 9 0 6 ( 2 2 5 )
古 文 書	0	5	7 6 3 ( 6 0 )
考 古 資 料	0	8	6 2 6 ( 4 6 )
歴 史 資 料	0	7	1 9 8 ( 3 )
合 計	4	4 6	1 0, 6 5 4 ( 8 7 8 )

(注) 合計欄括弧内の数字は国宝の件数で、内数である。

#### ○参照条文：文化財保護法（抄）

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

第一百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除